

山元町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年 1月13日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 阿部 均

令和4年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
11月14日(月)	税務課、坂元支所・坂元地域交流センター、教育総務課
11月15日(火)	総務課・選挙管理委員会・消防団 企画財政課、議会事務局、監査委員事務局
11月16日(水)	保健福祉課、子育て定住推進課、保育所・こどもセンター
11月17日(木)	生涯学習課、山下地域交流センター、中央公民館
11月18日(金)	坂元小学校、山下第二小学校、山下第一小学校 山下小学校、山元中学校
11月21日(月)	会計課、町民生活課

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることがを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項は特にはないが、次の点について留意されたい。

(1) 職員配置について

各課における病気休職や、産休、育休等による職員不足が原因で、公共サービスの低下につながらないように、十分な人員配置を行うべきである。

また、会計管理者は、地方自治法によって出納その他の会計事務について独立して権限を行使する立場であるとされており、会計課以外の長を兼務することは職務権限の独立性を担保する観点からも配慮すべき点である。

(2) 山下地域交流センターについて

施設の活用目的における要件、法令等を再確認し、中央公民館の別館として機能させる付加、拡張が可能かどうかを検討し、今後、山下地域交流センターに機能を集約させることも一つであると考えます。